

事 務 連 絡
令和2年3月27日

各共済事業実施消費生活協同組合
代表理事殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に伴う共済契約における手続き上の措置について

平素から、消費生活協同組合の健全運営に、格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省から、厚生労働大臣認可の共済事業を実施する消費生活協同組合及び同連合会（以下「共済事業実施組合」という。）に対して事務連絡が発出されました。

つきましては、東京都認可の共済事業実施組合に対しましても、同様のご配慮をお願いいたく、お知らせいたします。

送付資料

令和2年3月19日付事務連絡

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当

電話：03（5388）3060

FAX：03（5388）1332

E-mail：S0000580(at)section.metro.tokyo.jp